

交野市国土強靱化地域計画概要（案）

○ 策定の目的と位置づけ

1. 策定の目的

- 平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行
- 平成26年 6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定
- 平成28年 3月「大阪府強靱化地域計画」が策定



本市においても、基本法の趣旨や過去の自然災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった強靱な地域をつくりあげる施策を推進していくため、「交野市国土強靱化地域計画」を策定するものとする。

2. 計画の位置づけ

基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するものであり、同14条に基づき国の基本計画や大阪府強靱化地域計画と調和を保った計画である。

また、本市の総合基本構想と整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針とするものとする。

3. 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、社会経済情勢等の変化や関連施策の進捗状況等を踏まえつつ、概ね5年毎に見直すこととする。

○ 交野市の特性

1. 位置と地勢の特性

- 大阪府の北東部、大阪と京都とのほぼ中間に位置
- 南東部約半分は交野山等の山地・山麓部で残り半分が平地面
- 市域の面積は25.55km²

2. 災害の歴史

日付	災害名称	被害状況等
平成30年 6月18日	大阪府北部地震	建物被害1,025戸、水道水の濁り等80件、 負傷者2名
平成30年 7月5日～8日	平成30年7月豪雨	傾斜地の崩落1ヶ所
平成30年 9月4日～5日	平成30年台風21号	建物被害516戸（全て一部損害） 倒木や屋根瓦の損害多数

3. 被害想定

- 生駒断層帯地震⇒最大震度7
- 南海トラフ巨大地震⇒最大震度6強
- 大規模降雨時⇒洪水や内水氾濫のリスク

○ 基本的な考え方

1. 対象とする災害

南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性があり、大規模な自然災害が発生すれば市域の広範囲で甚大な被害をもたらすことが想定されたため、大規模自然災害（地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害））を対象とする。

2. 基本目標、3. 事前に備えるべき目標

基本目標	事前に備えるべき目標
①人命の保護が最大限図られる	(1)直接死を最大限防ぐ (2)救命・救助、医療活動が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	(3)必要不可欠な行政機能は確保する (4)必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (5)ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	(6)制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
④迅速な復旧復興	(7)社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 地域強靱化を進める上での基本的な方針

- ①的確な維持管理
長寿命化・施設の統合・集約化を進めるなど、整備に対する投資の選択と集中を図り、施設の強靱化を推進する。
- ②効率的・効果的な施策推進
「ハード対策」「ソフト対策」を適切に組み合わせる等、効率的・効果的な手法の検討を心がける。
- ③市民等の主体的参画
市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し取組みを推進する。
- ④広域連携の取組み
大阪府をはじめ、近隣市との応援協定、企業、自治体間の連携強化を進め、市全体の強靱化を図る。

5. 施策の方針とPDCAサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取組みを進めるため、本計画に位置付ける個別施策はそれぞれの関連計画との整合性を図りつつ、優先度を考慮しながら進める。個別の施策は、各計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行い、定期的に計画全体の進捗管理を行う。
強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意する。

交野市国土強靱化地域計画概要

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		具体的な取組み
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	防災知識の普及啓発、避難誘導體制の整備、市有建築物の耐震化・老朽化対策、民間住宅・建築物の耐震化の促進及びブロック塀等撤去・改修の促進、「避難行動要支援者」支援の充実、総合防災マップの周知、迅速な道路啓開の実施 等
		1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	準防火地域等の指定促進、消防用水の確保、消防団の活動強化、市町村消防の広域化、一般建築物の火災予防 等
		1-3	風水害による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	治水対策、下水道機能の早期確保、施設の老朽化対策（道路・河川・ため池・公園・上下水道等）等
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	土砂・山地災害対策、防災知識の普及啓発、大規模盛土造成地マップの周知、総合防災マップの周知 等
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	医薬品、医療用資機材の供給、食料や燃料等の備蓄及び集配体制の構築、水道の早期復旧及び飲料水の確保 等
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	避難所の確保と運営体制の確立、広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	救急救助活動体制の充実強化、受援体制の整備、常備消防力（消火、救急、救命等）の向上、市町村消防の広域化 等
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	帰宅困難者対策
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害医療体制の整備、広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施、災害廃棄物等の適正処理、遺体の適切処置 等
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	災害応急給水体制の整備、被災者の生活再建のための措置、災害ボランティア対策、避難所の確保と運営体制の確立、被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施、災害廃棄物等の適正処理 等
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全	情報収集伝達体制の整備、市役所等の行政機能の維持、メディアとの連携強化、市有建築物の耐震化・老朽化対策、受援体制の整備
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報収集伝達体制の整備
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	メディアとの連携強化
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	上水道等の長期間にわたる供給停止	施設の老朽化対策（道路・河川・ため池・公園・上下水道等）、広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保、迅速な道路啓開の実施、水道の早期復旧及び飲料水の確保、生活用水の確保 等
		5-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理、施設の老朽化対策（道路・河川・ため池・公園・上下水道等）、下水道機能の早期確保、広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等
6	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	防災知識の普及啓発、民間住宅・建築物の耐震化の促進、市町村消防の広域化、一般建築物の火災予防 等
		6-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	迅速な道路啓開の実施、広域緊急交通路（府選定）及び地域緊急交通路（市選定）等の通行機能の確保 等
		6-3	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	施設の老朽化対策（道路・河川・ため池・公園・上下水道等）、都市基盤施設及び防災空間の整備 等
		6-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	有害物資の拡散防止
		6-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	農地対策、都市基盤施設及び防災空間の整備、土砂・山地災害対策
7	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物等の適正処理、災害ボランティア対策
		7-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備、受援体制の整備、被災者の生活再建のための措置、市役所等の行政機能の維持 等
		7-3	地域コミュニティの崩壊等による衰退	災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の受入れ体制の充実、地域の中小企業者等の事業再開のための措置 等